

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則 (平成十五年三月二四日政令第六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成十五年七月三〇日政令第三四四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十五条までの規定、附則第十六条中財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第三条第三十四号及び第十九条第五号の改正規定並びに附則第十七条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成十五年八月八日政令第三六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七条から第十一条まで及び第十四条から第三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成十五年九月三日政令第三九三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成十五年十二月五日政令第四八九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十五年十二月一〇日政令第四九三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。

附則 (平成一六年一月七日政令第二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十條第一項及び第三項並びに第十

三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年一月三〇日政令第一四四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則 (平成一六年二月二五日政令第三三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年二月二八日政令第四二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附則 (平成一九年八月三日政令第二三三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年一月七日政令第三二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

(債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二十七条 この政令の施行前に前条の規定による改正前の債権管理回収業に関する特別措置法施行令第一条第十五号に掲げる者が有していた貸付債権の管理及び回収を行う営業については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとさ

れる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年五月二一日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年七月二五日政令第二三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年一〇月二九日政令第三三〇号)

(施行期日)
1 この政令は、平成二十年十一月一日から施行する。

(経過措置)
2 この政令の施行の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年十二月一日)の前日までの間におけるこの政令による改正後の債権管理回収業に関する特別措置法施行令第三条第九号の規定の適用については、同号中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」とする。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。